

島根県内部統制評価報告書
(令和3年度)

審査意見書

令和4年9月

島根県監査委員

監 第 7 5 号
令和4年9月14日

島根県知事 丸 山 達 也 様

島根県監査委員 白 石 恵 子

島根県監査委員 加 藤 勇

島根県監査委員 大 國 羊 一

島根県監査委員 三 島 明

島根県内部統制評価報告書（令和3年度）審査意見書について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された島根県内部統制評価報告書（令和3年度）について、審査を実施したので、別添のとおり提出します。

島根県内部統制評価報告書（令和3年度）審査意見書

令和4年9月14日

1 審査の対象

島根県内部統制評価報告書

【(評価対象期間：令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日））】

2 審査の着眼点

監査委員による島根県内部統制評価報告書の審査は、島根県知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

知事から審査に付された島根県内部統制評価報告書について、島根県監査基準に準拠し、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

島根県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

特段記載すべき事項はない。